

県北広域振興局長告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年2月26日

県北広域振興局長 南 敏 幸

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市長内町第23地割30番14、30番15、30番17及び30番20並びに30番15地先認定外道路	21.96	6.00	平成31年2月7日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。